月２回発行　2019年12月15日／毎月１・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2344号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

〝いいふれあい〟の好事例を共有

社長主催安全会議で活動発表

日揮　Safety Dayに意識高める

特集Ⅱ

意識向上へ「７原則」導く

安全文化醸成活動が奏功

東芝エネルギーシステムズ京浜事業所

トピックス

「動機付け」から職場改善

東京労働局・産保フォーラム

ティーペック、リコーが事例発表

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825
メルマガも配信中です！

No.2344
2019 12/15

社労士が教える 労災認定の境界線

＜執筆＞
一般社団法人SRアップ21　東京会
港国際社労士事務所
代表　近藤　由香

第304回

出張中に宿泊先で飲酒後に転んで死亡

■ 災害のあらまし ■

Aは出張中の宿泊施設で飲酒をした後、酩酊していたため階段で転倒して頭部を打撲。その後病院に運び込まれたが、急性硬膜外血腫により死亡した。

■ 判断 ■

労働基準監督署は、Aの飲酒行為に端を発する死亡は業務に起因した負傷によるものとは認められないとして、労災の不支給決定をしたが、これを不服として遺族が控訴。原判決が取り消され、業務起因性を否定する事実がない限りは労災上の**業務上**の事由による死亡であると認められた。

■ 解説 ■

労災認定となる「業務災害」は、災害が業務に起因し（業務起因性）、災害が業務の遂行中に発生、つまり労働者が事業主の支配ないし管理下にある状態で発生したものであること（業務遂行性）が必要とされている。

それでは出張中については、どのように考えたらよいのであろうか。結論は、出張中は、事業主の支配下にあるものとして出張過程全般について、業務遂行性は認められる。しかし出張中の行為であっても、積極的な恣意行為が行われる場合には、業務遂行性は失われるとされている。具体的には、出張中に私的な宴会を催すことはあるだろうが、私的な宴会後の事故は、業務とは関係ない自己の意思に基づく「私的行為」により自ら招いた事故である可能性が高いため、業務起因性がないとされる可能性が高い。

例えば、東京の企業の社員Bが、業務命令により地方の施設の現地調整のため、約

５カ月の長期出張を行った。その期間中、出張先での現場作業員の送別会に参加した際に飲酒をし、午後11時ごろに宿舎に戻ったが、その後行方不明となり、近くの川で溺死体で発見された。この事件では、この送別会の参加について、業務遂行性が認められるかがポイントとなる。

この送別会は他の従業員を送別するために有志が企画し、参加は任意として企画されたものであった。そのためこの会合の参加自体は業務遂行性があるとはいえない。また、Bの事故時の血中アルコール濃度からすると、「中程度酩酊」に該当し、Bは事故直前には他社の従業員と口論しその後悔し泣きするなど、精神的抑制が外れ感情が高ぶっていた事実が認められた。この事実からすると、飲酒により中程度の酩酊状態となり、その後入浴したことで酩酊が増幅され、川に落ちた際に溺死するに至ったと考えられる。よって、Bについては、業務とは関係がない「私的行為」により自分が招いた事故が原因で死亡したと認められるため、業務遂行性は否定された。

話を当初のAに戻すと、社員Aは、出張中の宿泊施設にて夕食をとった後、酩酊して、階段で転倒し打撲。その後昏睡状態となっているところを他の従業員に発見され、手術を受けたがその後死亡した。

飲酒をしていたこと自体はAも先に挙げたBも変わらない。しかしAは、結論から言うと業務遂行性が認められた。この違いは何であろうか。

Aは事故当時、飲酒により、注意力や動作が緩慢になっている中で階段を降りようとして、足を踏み外して転倒した。しかしAは前述したBの状況とは異なり、入浴に行く他の従業員に声をかけたときの状況を見ると、同室で就寝していた他の従業員が



寝ているところを起こすような言動をすることもなく床に入っている。また、事故当時他の従業員が就寝してから自分も就寝しようとして、宿泊室の外で時間を過ごした後、トイレに行き、部屋に戻ろうとした際にトイレのサンダルを履いていることに気付き、それを戻そうと階段を降りようとした際に事故が発生した。

この状況からすると、飲酒をしていたという事実は前述のBと同様であるが、事故前の状況を考えると業務とは全く関係がない私的行為や恣意的行為、業務遂行から逸脱した行為によって自ら招いた事故であるとは言えないととして、業務遂行性を否定することはできないとされた。よって労災法上の業務上の事由による死亡であると容認された。

出張の過程では全般的に事業主の支配下にあるものとして業務遂行性が認められるが、前述したBのように、積極的な私的行為が行われた場合は業務遂行性は失われるとして業務上の災害とは認められない。労働災害を防ぐ観点からは、この違いを認識しておくことが会社運営上重要になってくるであろう。

◇ SRアップ21：www.srup21.or.jp